

令和7年8月12日

曾於市議会議長 山田 義盛 殿

曾於市議会議員政治倫理審査会  
委員長 重久 昌樹

### 審査結果報告書

令和7年5月7日付で請求のあった件について、曾於市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を報告します。

#### 記

##### 1 審査請求の対象となった議員

- 岩水 豊 議員

##### 2 審査結果

曾於市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1項第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為があったと認める。

#### 《理由》

岩水豊議員は、令和7年第1回定例会会期中の2月27日及び同月28日の本会議中において、いずれの日も無断で離席して、本庁舎1階で業者が販売する弁当を購入していた。離席した時間は、いずれも3から4分間程度と推察される。

曾於市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の審査において、当該議員は、27日は確かに上記行為があったことを認めたが、28日は本会議中であったかどうか明言しなかった。

本件については、新聞、テレビ等全国的に報道され、市議会議員は自らの行動を厳しく律し、倫理の向上に努めなければならないとする中で、今回の軽率な行為は、曾於市議会に対する名誉と信頼を損ねる行為であった。審査の結果、条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」に違反した行為であるとの結論を全会一致で得たところである。

#### 《審査結果に係る措置》

当該議員に対する措置は、条例第8条第4項の「議員辞職の勧告」と「役職辞任」を求める委員で意見が分かれ、採決の結果、いずれも出席委員の4分の3以上の同意を得ることができなかつたため、結論を得なかつた。ただし、各委員の意見等については、本会議、広報紙等で広く公表し、市民に適切に周知することとする。

### 3 審査会について

#### (1) 審査会設置について

令和7年5月7日付けで、土屋健一議員、山田義盛議員、原田賢一郎議員及び片田洋志議員の連署をもって、議長に対し条例第6条に基づく審査請求書が提出された。

山田義盛議長は、令和7年6月20日に条例第7条第1項の規定により審査会を設置し、議員8名を指名の上、当該事案について審査を付託した。

委員に指名された議員は以下のとおりである。

山中 雅人 議員（さくら会）  
矢上 弘幸 議員（れいわ会）  
重久 昌樹 議員（副議長）  
今鶴 治信 議員（創志会）  
原田 賢一郎 議員（そお幸喜会）  
渡辺 利治 議員（創政会）  
久長 登良男 議員（新生会）  
徳峰 一成 議員（無会派）

#### (2) 審査の目的

令和7年第1回定例会会期中の2月27日及び同月28日の本会議中に離席し、弁当を購入した行為が条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」に違反するか否かについて審査する。

#### (3) 審査の経過について

##### 【第1回審査会】

日時 令和7年6月20日（金） 13時開会

場所 曽於市役所 本庁 執行部控室

出席委員 全委員

審査内容

- 全委員出席の中、委員長、副委員長の互選により重久昌樹委員を委員長に、今鶴治信委員を副委員長に選出した。
- 審査会の公開、非公開について協議し、非公開とする意見もあったことから条例第8条第8項の規定により採決を行った結果、公開することに決定した。
- 審査請求書について、形式的な要件は満たしていることを確認した。
- 今後の審査日程について協議し、第2回審査会を令和7年7月16日（水）に開催し、条例第8条第5項の規定により、審査請求代表者である土屋健一議員、被審査議員の岩水豊議員に対して出席を求め、意見及び事情を聴取することに決定した。

##### 【第2回審査会】

日時 令和7年7月16日（水） 13時30分開会

場所 曽於市役所 本庁 委員会室

出席委員 全委員

審査内容

- ・ 審査請求代表者である土屋健一議員に出席を求め、意見・事情を聴取し、その後質疑を行った。主な審査請求者の意見は次のとおりである。

「本会議中に2日続けて弁当を購入する行為は、前代未聞、議会人として軽率、無責任な行動である。岩水議員は過去にもコンプライアンス違反を繰り返している議員であることを理由に議員辞職が相当である」との意見であった。続いて質疑が行われ、その内容は次のとおり。

全員協議会で議長から匿名で注意喚起と綱紀粛正を求める発言があった際、なぜその場で土屋議員は発言しなかったのかとの質疑に対し、「その場ではそれで十分、ベテラン議員がコンプライアンス違反を繰り返しているのは議会軽視であり、今回は審査請求です。」との答弁であった。

また、今回のことについて南日本新聞等マスコミに情報提供されたのは土屋議員だったのかとの質疑に対し、「知りませんので答えようがない。」との答弁であった。

- ・ 被審査議員の岩水豊議員に出席を求め、意見・事情を聴取し、その後質疑を行った。

まず、岩水議員より「3月26日の本会議終了後、(前)迫議長から注意を受け陳謝した。全員協議会での陳謝を申し出たが、迫議長からその必要はないと言われたので、6月議会の一般質問の冒頭に陳謝した。」との発言があった。

5月8日付け南日本新聞に、弁当を買ったのが本会議中だったか休憩中だったかはっきり覚えていないと話したとあるがとの質疑に対し、「出先での電話取材だったため、不確定な部分があったのでそのように回答した。」との答弁であった。わずか40日前のことであるが正直に答えられないのか、不誠実ではないかとの質疑に対し、「6月議会一般質問の冒頭に陳謝したことで誠実さは担保されたと思っている。」との答弁であった。

インターネットの映像を見てもトイレに行ったか弁当を買いに行ったか分からぬことかとの質疑に対し、「トイレに行くために離席した際に弁当を購入した。」との答弁であった。

迫議長に全員協議会での陳謝を申し入れた際、副議長も同席していたとのことだがとの質疑に対し、「議長室に呼ばれ副議長同席の下で注意を受けた。全員協議会の陳謝を申し出たが必要ないとのことであった。」との答弁であった。これに関して、重久委員長（副議長）から「事実確認のために議長室で迫議長と確認をし、買いに行かれたことは事実と認めた。全協での陳謝をしなくていいというのは、私がいた中ではなかったと記憶している。」との発言があった。

27日、28日の両日、弁当を買いに行ったのは本会議中だったということで間違いないかとの質疑に対し、「27日は確かにトイレに行ったついでに買った。画像も残っていると認識している。28日については記憶がはっきりしていない。28日もほかの日も弁当は買っております。」との答弁であった。

今この場で謝罪ができますかとの問い合わせに対しては、「6月の一般質問前に申し上げたことを再度申し上げます。3月議会中の私の軽率な行為により、市民の議会に対する信頼を損ねたことに対し、お詫びいたします。今後このようなことのないよう努めてまいりたいと考えております。」との発言があった。

- ・ 政治倫理基準に違反する行為の存否及び審査結果の措置を協議するため、第3回審査会を令和7年7月28日（月）13時30分から開催することに決定した。

### 【第3回審査会】

日時 令和7年7月28日（月） 13時30分開会

場所 曽於市役所 本庁 委員会室

出席委員 全委員

審査内容

- ・ 政治倫理基準に違反する行為の存否について協議を行った。  
条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」に違反する行為は存在すると全会一致で決定した。
- ・ 条例第8条第4項の審査結果の措置について協議を行った。各委員より出された主な意見は次のとおりである。

徳峰委員「これまでの陳謝の内容が心のこもったものではない。過去にも祭り会場の禁煙席での喫煙、広報等調査特別委員長でありながら会議を欠席しゴルフ大会へ参加、総務常任委員会傍聴中に委員へ質疑内容のメール送信、入院中に公用のタブレットで137GB使用し公費を弁済等、社会通念上許されない過ちを犯しており、議員辞職勧告相当である。」

原田委員「当該議員はこれまで、祭り会場の禁煙席での喫煙、広報等調査特別委員長でありながら会議を欠席しゴルフ大会へ参加、総務常任委員会傍聴中に委員へ質疑内容のメール送信、入院中に公用のタブレットで137GB使用し公費を弁済した事案等不祥事を起こしている。当該議員の倫理審査会での審査は2回目である。前回の陳謝も名ばかりで過去の反省もなく、コンプライアンス違反を繰り返しており議員辞職勧告が望ましい。」

矢上委員「過去の問題の際に厳しく注意されているにも関わらず今回の問題を起こしており、議員辞職勧告相当である。」

中山委員「他の自治体では出席停止以上の処分は慎重に対応されている。今回の一件は法令違反ではないため、前回の処分より1段階重い役職辞任が妥当である。」

渡辺委員「今回、当該議員自ら文教厚生常任委員長の辞任を願い出て議会も了承した。役職辞任という形を本人自ら取ったということも考慮すべきで、今回は役職辞任が妥当である。」

今鶴委員「本会議で陳謝をし、委員長を自ら辞任された。法に触れる行為ではなかったという点から役職辞任が適当である。」

久長委員「今回、役職辞任を自ら申し出たことは一歩前進、反省が見えたと思う。」

上記のとおり、「議員辞職の勧告」と「役職辞任」で意見が分かれ、採決の結果、「議員辞職の勧告」3名、「役職辞任」4名という結果となった。審査結果に審査会としての措置を明記するには4分の3以上の同意が必要であるため、合意に至らなかった。協議の結果、この採決の結果及び各委員から出された意見を審査会の結果として議長に報告し、本会議で報告していただく。

また、審査結果の内容については、広報紙等で市民に広く公表するということに決定した。

◎各委員の措置に関する採決の結果

「議員辞職の勧告」原田賢一郎、徳峰一成、矢上弘幸

「役職辞任」今鶴治信、久長登良男、渡辺利治、山中雅人

【第4回審査会】

日時 令和7年8月12日（火） 13時30分開会

場所 曽於市役所 本庁 委員会室

出席委員 山中 雅人、矢上 弘幸、重久 昌樹、今鶴 治信、原田 賢一郎  
久長 登良男、徳峰 一成

欠席委員 渡辺 利治

審査内容

- 委員長より審査結果報告書案が示され、報告書の内容について各委員が了承した。